

5 生命保険金が特別受益とされる場合

被相続人が、相続人の一人甲を受取人として、保険契約を結び、保険料を支払い、相続開始により相続人甲が生命保険金を受領した場合、甲が受領した保険金は、相続財産ではありません。

原則として、特別受益にもなりません。

しかしながら、その結果、甲と他の共同相続人との間に不公平が生じ、その不公平が、民法903条の趣旨に照らし到底是認することができないほど著しいものであるときは、特別受益となります(最高裁平成16年10月29日決定)。詳細な理由は、下記のとおりです。

最高裁平成16年10月29日決定

被相続人が自己を保険契約者及び被保険者とし、共同相続人の1人又は一部の者を保険金受取人と指定して締結した養老保険契約に基づく死亡保険金請求権は、その保険金受取人が自らの固有の権利として取得するのであって、保険契約者又は被保険者から承継取得するものではなく、これらの者の相続財産に属するものではないというべきである。また、死亡保険金請求権は、被保険者が死亡した時に初めて発生するものであり、保険契約者の払い込んだ保険料と等価関係に立つものではなく、被保険者の稼働能力に代わる給付でもないのであるから、実質的に保険契約者又は被保険者の財産に属していたものとみることはできない。したがって、上記の養老保険契約に基づき保険金受取人とされた相続人が取得する死亡保険金請求権又はこれを行行使して取得した死亡保険金は、民法903条1項に規定する遺贈又は贈与に係る財産には当たらないと解するのが相当である。

もともと、上記死亡保険金請求権の取得のための費用である保険料は、被相続人が生前保険者に支払ったものであり、保険契約者である被相続人の死亡により保険金受取人である相続人に死亡保険金請求権が発生することなどにかんがみると、保険金受取人である相続人とその他の共同相続人との間に生ずる不公平が民法903条の趣旨に照らし到底是認することができないほどに著しいものであると評価すべき特段の事情が存する場合には、同条の類推適用により、当該死亡保険金請求権は特別受益に準じて持戻しの対象となると解するのが相当である。上記特段の事情の有無については、保険金の額、この額の遺産の総額に対する比率のほか、同居の有無、被相続人の介護等に対する貢献の度合いなどの保険金受取人である相続人及び他の共同相続人と被相続人との関係、各相続人の生活実態等の諸般の事情を総合考慮して判断すべきである。

この判決事案では、全相続財産が約7000万円であるのに対し、生命保険金が約800万円であった事件ですが、この程度の不公平では、生命保険金は特別受益にはならないとされました。

その後、この判例の趣旨に従い、東京高裁平成17年10月27日決定は、相続財産の総額が1億円余り、生命保険金はほぼ同額のケースで、生命保険金は特別